

5. 特定個人情報の提供(委託に伴うものを除く。)

<個人住民税>

別紙1情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
総務大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項	恩給法(大正12年法律第48号)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣 又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長(児童手当法(昭和46年法律第73号)第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら 都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
独立行政法人 農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
独立行政法人 日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事 又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	個人住民税関係情報	10万人以上 100万人未満	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

移転先3	障がい福祉課
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項・第2項・第3項
②移転先における用途	心身障がい者福祉扶助料に関する事務 愛知県在宅重度障がい者手当に関する事務 特別障がい者手当に関する事務 障がい児福祉手当に関する事務 特別児童扶養手当に関する事務 障がい者扶養共済に関する事務 給付管理(補装具)に関する事務 給付管理(日常生活用具)に関する事務 更生医療に関する事務 障がい福祉サービス給付に関する事務 基幹相談支援・障がい者虐待防止に関する事務 自立支援医療費(精神通院)に関する事務 自立支援医療費(育成医療)に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	心身障がい者福祉扶助料に関する事務の実施関係対象者 愛知県在宅重度障がい者手当に関する事務の実施関係対象者 特別障がい者手当に関する事務の実施関係対象者 障がい児福祉手当に関する事務の実施関係対象者 特別児童扶養手当に関する事務の実施関係対象者 障がい者扶養共済に関する事務の実施関係対象者 給付管理(補装具)に関する事務の実施関係対象者 給付管理(日常生活用具)に関する事務の実施関係対象者 更生医療に関する事務の実施関係対象者 障がい福祉サービス給付に関する事務の実施関係対象者 基幹相談支援・障がい者虐待防止に関する事務の実施関係対象者 自立支援医療費(精神通院)に関する事務の実施関係対象者 自立支援医療費(育成医療)に関する事務の実施関係対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先6	国保年金課
①法令上の根拠	国民健康保険法第113条の2 国民年金法第108条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項・第2項・第3項
②移転先における用途	高額療養費に関する事務 限度額適用認定証に関する事務 高額介護合算に関する事務 療養費に関する事務 特定疾患に関する事務 葬祭費の支給 出産育児一時金の支給 過誤に関する事務 本人求償に関する事務 前期高齢受給者証の交付 国民健康保険料賦課に関する事務 国民健康保険料減免に関する事務 調整交付金資料作成に関する事務 特定健診・負担金に関する事務 老齢福祉年金定時届に関する事務 特別障害給付金現況届に関する事務 障害基礎年金現況届に関する事務 国民年金保険料免除・納付猶予申請に関する事務 国民年金保険料免除・継続免除申請に関する事務 国民年金保険料免除・学生納付特例申請に関する事務 所得情報の提供に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高額療養費に関する事務の実施関係対象者 限度額適用認定証に関する事務の実施関係対象者 高額介護合算に関する事務の実施関係対象者 療養費に関する事務の実施関係対象者 特定疾患に関する事務の実施関係対象者 葬祭費の支給関係対象者 出産育児一時金の支給関係対象者 過誤に関する事務の実施関係対象者 本人求償に関する事務の実施関係対象者 前期高齢受給者証の交付関係対象者 国民健康保険料賦課に関する事務の実施関係対象者 国民健康保険料減免に関する事務の実施関係対象者 調整交付金資料作成に関する事務の実施関係対象者 特定健診・負担金に関する事務の実施関係対象者 老齢福祉年金定時届に関する事務の実施関係対象者 特別障害給付金現況届に関する事務の実施関係対象者 障害基礎年金現況届に関する事務の実施関係対象者 国民年金保険料免除・納付猶予申請に関する事務の実施関係対象者 国民年金保険料免除・継続免除申請に関する事務の実施関係対象者 国民年金保険料免除・学生納付特例申請に関する事務の実施関係対象者 所得情報の提供に関する事務の実施関係対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

